

## 前橋市社会福祉施設等指導監査実施要綱

### (指導監査の目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条で規定する社会福祉事業及び当該社会福祉事業に供する施設等（以下「施設等」という。）に対する指導監査は、社会福祉法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「福祉諸法」という。）の規定に基づき、社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

### (指導監査の類型)

第2条 指導監査は、次の類型とする。

- (1) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。
- (2) 一般監査は、一定の周期で実施する。その実施に当たっては、年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象とする施設等及び指導監査の実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、実施する。
- (3) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する施設等を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

### (指導監査の体制)

第3条 指導監査は、原則として指導監査課が主体となって実施するものとし、必要に応じて、運営指導所管課等との合同で実施することができるものとする。

### (指導監査の結果及び改善状況の報告)

第4条 指導監査の結果に基づいて行う施設等への指導は、以下に掲げるとおり実施する。

- (1) 法令又は通知等の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導すること（文書指摘）。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、市長が必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができること。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反について上記アの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること（口頭指摘）ができるこ

と。

(2) 法令又は通知等の違反が認められない場合

法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができること。なお、前号イ及び本号の指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する。

2 前項の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、施設等との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 第1項で規定する指導を行った事項について改善が図られない場合には、福祉諸法の規定に基づき、行政処分等の実施について、運営指導所管課と協議する。

(指導監査の結果の報告)

第5条 各年度の指導監査の結果については、必要に応じ、厚生労働省に報告を行うものとする。

(関係機関等との連携等)

第6条 施設等の運営と法人運営とは相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導監査を行うに当たっては、当該法人等が所在する区域の行政庁に必要な情報又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を取りながら実施する。

2 指導監査の過程において、処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、当該法人が所在する区域の行政庁等と十分に連携を図りながら、施設等に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、施設等と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。